

令和7年度 就学援助制度（入学準備費）のお知らせ

対象者 令和8年4月に阪南市立小学校に進学する5歳児で、世帯の合計所得金額が、認定基準額以下の世帯
※阪南市立小学校に進学しない方や、生活保護の教育扶助を受給している方は対象ではないため申請不要です。

支給額・支給予定日 支給額：57,060円 支給予定日：令和8年3月31日（月）

申請方法 阪南市教育委員会事務局 教育総務課（市役所2階26番窓口）へ提出してください。※郵送不可。

提出期限 **令和8年2月4日（水）** ※この期限を過ぎますと申請は受け付けません。審査結果は2月下旬に通知します。

注意事項

- ① 今回、申請漏れや審査結果が不認定になった場合でも、「令和8年度就学援助費」を申請し認定となった場合は、「新入学児童学用品費」として支給されます。
- ② 今回認定となり、「入学準備費」を受給した場合、「令和8年度就学援助費」を申請し、認定になっても「新入学児童学用品費」は支給されません。（支給単価が変更された場合は差額が支給されます。）また、今回認定となり、「入学準備費」を受給した場合、「令和8年度特別支援教育就学奨励費」が認定になっても、「新入学児童学用品・通学用品購入費」は支給されません。
- ③ 「令和8年度就学援助費」の案内については4～5月頃に学校から配付する予定です。
- ④ 認定後であっても、令和8年3月12日（木）までに転出された場合は、「入学準備費」を支給しません。「入学準備費」の支給を受けた後、他市町村に転出される場合は、転出先市町村に本市で「入学準備費」の支給を行った旨を通知します。（二重支給防止のため）

認定基準額について

世帯構成	令和7年度認定基準額（令和6年中所得）	
	持家の場合	借家の場合
40歳、14歳、9歳の3人世帯	約244万円	約290万円
40歳、40歳、14歳、9歳の4人世帯	約246万円	約292万円
40歳、40歳、14歳、9歳、4歳の5人世帯	約263万円	約309万円
70歳、40歳、40歳、14歳、9歳、4歳の6人世帯	約302万円	約351万円
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・「世帯構成」は一例です。年齢やひとり親家庭であるかどうか等により所得基準額は変わります。 ・「借家の場合」の所得基準額は上限額であり、家賃の金額により下がる場合があります。 ・同一生計世帯の全員の所得を合算して算定します。（単身赴任等で別居同一生計の保護者等も含む） ・給与所得、公的年金等所得のいずれかがある方については、総所得金額から10万円を控除して算定します。 ・所得の申告をされていない場合、本援助は受けられません。申告は必ず済ませておいてください。 ※所得の申告方法等については、税務課へお問合せください。 	

申請書類

①令和7年度就学援助入学準備費受給申請書

②以下の添付書類（該当する方のみ）

賃貸住宅にお住まいの方 ・賃貸契約書の写し（物件の所在地、家賃額、契約者がわかるもの）

令和7年1月2日以降に阪南市に転入された方

・令和7年度（令和6年中）の所得が証明できるもの（以下のうち、いずれか1つ。写し可。）

(1) 令和7年度課税（所得）証明書 ※令和7年1月1日時点の居住地の市区町村で発行してください。

(2) 令和7年度（市民税等）特別徴収税額の決定・変更通知書 または 課税明細書

※6月頃勤務先もしくは令和7年1月1日時点の居住地の市区町村から送付されます。

〔問い合わせ先〕 阪南市教育委員会事務局 生涯学習部 教育総務課 TEL072-489-4540（直通）